

大阪市公園ボランティア清掃企業等支援制度要綱

制定 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市が所管する都市公園等（以下「公園」という。）において、本要綱に基づき大阪市公園ボランティア清掃企業等に登録された企業等（以下「登録企業等」という。）が実施する清掃活動を本市が側面的に支援することにより、企業等の社会貢献活動の促進や地域コミュニティの形成・活性化を図り、定期的な清掃活動によって公園の美化を維持することを目的とした大阪市公園ボランティア清掃企業等支援制度について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、清掃活動とは、第3条に定める活動場所において企業等が本市からの委託に基づかずボランティア活動として行う、第7条第1項各号に定める清掃作業等をいう。

2 この要綱において「企業等」とは、営利法人、非営利法人等、法人格を有するものをいう。

(活動場所)

第3条 本制度の対象とする活動場所は次の各号のとおりとする。

- (1) 本市が所管する都市公園（都市公園法第2条の2により設置の公告を行った公園または緑地）
- (2) 都市計画法第40条により本市に帰属した公園または緑地（開発公園）

(登録の手続き)

第4条 公園での清掃活動を行い本制度による本市からの支援等を希望する企業等は、予め大阪市公園ボランティア清掃企業等登録書（様式1号）に企業等の概要のわかる書類及び活動参加者名簿を添えて市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 企業等は、必要に応じて複数の活動場所での登録を行うことができる。また、同一の活動場所について、複数の企業等が登録し清掃活動を行うことを妨げない。

(活動計画及び活動支援)

第5条 本市は前条に定める登録を受けた企業等（以下「登録企業等」という。）に対し、登録企業等の希望に応じて次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) ごみ袋の提供
- (2) 活動後のごみの回収

2 登録企業等は、清掃活動を実施するにあたり、事前に活動実施計画書（様式2号）を公園事務所へ提出することとする。なお、前項各号に定める本市からの支援を希望する場合には、活動実施計画書（様式2号）において本市へ申し出ること。

（インセンティブ等）

第6条 登録企業等は、登録企業等であること及び清掃活動を対外的に示す目的に限り、本市が定めるロゴマークを使用することができる。

2 本市は、登録企業等に係る名称や清掃活動等について、本市ホームページやSNSで紹介・掲載することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（清掃活動内容及び頻度）

第7条 登録企業等は、大阪市の公園管理行政に協力して、次の各号の清掃活動を行うものとする。

（1）ごみ清掃

（2）その他、公園の美化及び保全に関するこ

2 清掃活動の頻度は、活動場所ごとに、毎年度四半期に1回程度を目安とし年間4回以上実施しなければならない。ただし、年度の途中で登録を行った場合は本市と協議の上、清掃活動の頻度を決定するものとする。

（活動報告）

第8条 登録企業等は、清掃活動について、活動実施後、速やかに大阪市公園ボランティア清掃企業等活動報告書（様式第3号）を市長に提出することにより活動結果を報告するものとする。

（履行確認）

第9条 市長は、前条に基づく報告を受けたときは、速やかに活動実績を確認しなければならない。

（登録等の変更）

第10条 登録企業等は、大阪市公園ボランティア清掃企業等登録書（様式1号）の記載内容及び活動参加者名簿に変更があった場合には、大阪市公園ボランティア清掃企業等登録変更届出書（様式第4号）をすみやかに市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第11条 登録の抹消を希望する場合は、大阪市公園ボランティア清掃企業等抹消届（様式

第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による抹消届の提出がなく、次の各号のいずれかに該当する場合は、本市が登録を抹消することができるものとする。

- (1) 登録企業等の所在が不明になり、連絡不能となった場合
- (2) 登録企業等が公序良俗に反する事業活動を行うなどボランティアとして不適格であると認められたとき
- (3) 連續する2年度にわたり、第7条第2項に定める活動頻度による清掃活動の実施が確認できないとき

(情報の伝達)

第12条 本市は、大阪市公園愛護会制度実施要綱に規定する各公園愛護会に対し、本要綱の各様式の提出者の承諾を得た上で、当該各様式に記載された情報を伝達することができる。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、施行日にかかわらず、令和8年1月16日より第4条に規定する登録手続きの事前受付を行うこととする。